

ルーテル学院大学

公的研究費等の適切な使用に関する行動規範

この行動規範は、公的研究費等を使用する上で公的研究費の使用及び管理に関わる者（以下、関係者という）として行動の指針を明らかにするものである。

- 1) 関係者は、公的研究費の使用にあたり、法令や関係規則および学内の諸規則を遵守する。
- 2) 関係者は、公的研究費が国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 3) 関係者は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 4) 公的研究費の不適正な使用または不適正な使用の恐れがあることを知った関係者は、速やかに告発窓口に通報しなければならない。